

旅館業法改正案の衆議院通過について

令和4年10月7日に、新型コロナなど感染症の流行時に、発熱で感染が疑われるのに病院受診の求めに応じず、感染確認をしないなど、感染防止策を正当な理由なく拒んだ客の宿泊を、旅館やホテル側が拒否できるようにする旅館業法改正案を閣議決定した事を以前お伝えさせて頂いておりました。

令和5年5月30日に衆議院本会議で可決成立されました。

しかしながら、この改正案の核心の部分であった「宿泊業者が宿泊拒否出来る」部分は全削除された為、基本的に改正前の旅館業法と変わりはない内容になりました。

改正案のポイントであった閣議決定にてクローズアップされた部分を比較します

①マスクの着用や、消毒などに**協力しない宿泊者は宿泊拒否出来る**

⇒ **宿泊拒否は出来ません**

マスク、消毒等も、「協力依頼」までとなり、強制力はありません

②発熱した状態など、感染が疑われる場合は病院での受診を**要請出来、拒否した場合は宿泊拒否出来る**

⇒ **宿泊拒否は出来ません**

病院での受信に対しても、「協力依頼」までとなり、強制力はありません

なお感染症1種・2種が国内で蔓延している時に限り、発熱等の症状が出ている客に対し、検温・部屋での待機などを「協力依頼」する事が出来るとしています(こちらも要請でなく、あくまで依頼となり、強制力はありません)

③閣議決定で盛り込まれた「感染防止対策への協力を求められた客が正当な理由なく応じない場合には**宿泊拒否できる**」の文章は**全文章削除されました**

統括すると、宿泊業界が求めた「宿泊施設の保護、またその従業員保護」を目的とした旅館業法改正ですが、人権団体に配慮し、ほぼ全文削除になる結果になりました。一方でいわゆる「クレマー客」に対しては、度が過ぎると判断した場合は宿泊拒否を認める文言が追加されました。(具体例に関しては、今後省令等で明示するとした)